

1. 法に基づいて採め事などを解決することを何というか。  
〔 司法 〕
2. 憲法の番人とも呼ばれる、日本の終審裁判所は何か。  
〔 最高裁判所 〕
3. 2の裁判所の下位に置かれる裁判所たちはまとめて下級裁判所と呼ばれる。下級裁判所の中で以下の主に以下の裁判を扱う裁判所はそれぞれ何か答えよ。  
主に、第一審を行う〔 地方裁判所 〕  
主に、第二審を行う〔 高等裁判所 〕  
家庭の争いや少年の事件を扱う〔 家庭裁判所 〕  
軽い事件を扱う〔 簡易裁判所 〕
4. 1つの事件について、3回まで裁判を受けることができる仕組みを何というか。  
〔 三審制 〕
5. 第一審に不服がある場合、第二審に再び裁判を頼むことを何というか。  
〔 控訴 〕
6. 第二審に不服がある場合、第三審に再び裁判を頼むことを何というか。  
〔 上告 〕
7. 無実の人に罪があると考えられている状態のことを何というか。  
〔 冤罪（えん罪） 〕
8. 裁判が確定した後、新たな証拠が出るなどして、裁判のやり直しをする制度のことを何というか。  
〔 再審制度 〕
9. 法律や行政が、憲法に違反していないかどうかを裁判所が審査できる権限を何というか。  
〔 違憲立法審査権（違憲審査権、法令審査権） 〕